

ハカタスジシマドジョウ 保護増殖事業計画（案）について

令和 3 年12月23日

中央環境審議会 自然環境部会
第27回野生生物小委員会

種の保存法に基づく保護増殖事業

国内希少野生動植物種

(395種 ※令和3年12月現在)

個体等の取扱の規制

捕獲等の禁止(法第9条)、譲渡し等の禁止(法第12条)、
輸出入の禁止(法第15条)、販売目的の陳列・広告の禁止(第17条)等

生息地等保護区の指定

環境大臣が生息地等保護区を指定(法第36条)
→ 工作物の設置等の行為に許可又は届出が必要
→ 立入制限地区の指定も可能

保護増殖事業による保全

保護増殖事業計画(法第45条) (環境省及び関係省庁が策定)
保護増殖事業の実施 (国、地方公共団体、民間等により推進)
→ 個体の繁殖の促進
→ 生息地又は生育地の整備
→ その他種の保存を図るための事業

保護増殖事業計画

■保護増殖事業計画の策定について（法第45条）

- 1 環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長は、中央環境審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。
- 2 保護増殖事業計画は、対象とすべき種ごとに、保護増殖事業の目標、区域及び内容その他必要な事項について定めるものとする。

■希少野生動植物種保存基本方針（抄）

第5 保護増殖事業に関する基本的な事項

1 保護増殖事業の対象

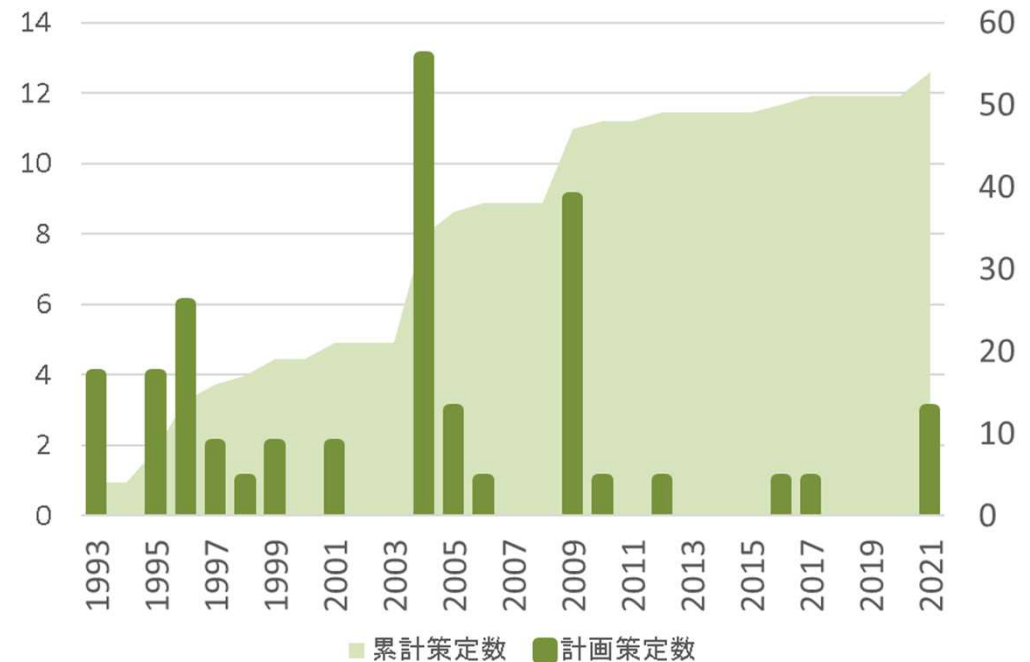
保護増殖事業は、国内希少野生動植物種のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その個体の繁殖の促進、その生息地等の整備等の事業を推進することが必要な種を対象として実施する。

保護増殖事業計画の策定状況

これまでに

68種を対象に 55計画策定

※令和3年12月現在



策定種（68種）

<ほ乳類> ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコ、アマミノクロウサギ、オガサワラオオコウモリ

<鳥類> アホウドリ、トキ、タンチョウ、シマフクロウ、イヌワシ、ノグチゲラ、オオトラツグミ、アマミヤマシギ、ウミガラス、エトピリカ、ヤンバルクイナ、オジロワシ、オオワシ、アカガシラカラスバト、ライチョウ、オガサワラカラヒワ

<爬虫類> ミヤコカナヘビ

<両生類> アベサンショウウオ

<魚類> **ミヤコタナゴ、イタセンパラ、スイゲンゼニタナゴ、アユモドキ**

<昆虫類> ベッコウトンボ、ゴイシツバメシジミ、ヤンバルテナガコガネ、ヤシャゲンゴロウ、オガサワラハンミョウ、オガサワラシジミ、オガサワラトンボ、オガサワラアオイトトンボ、ハナダカトンボ、ツシマウラボシシジミ、フサヒゲルリカミキリ、ウスイロヒョウモンモドキ

<貝類> 小笠原陸産貝類14種

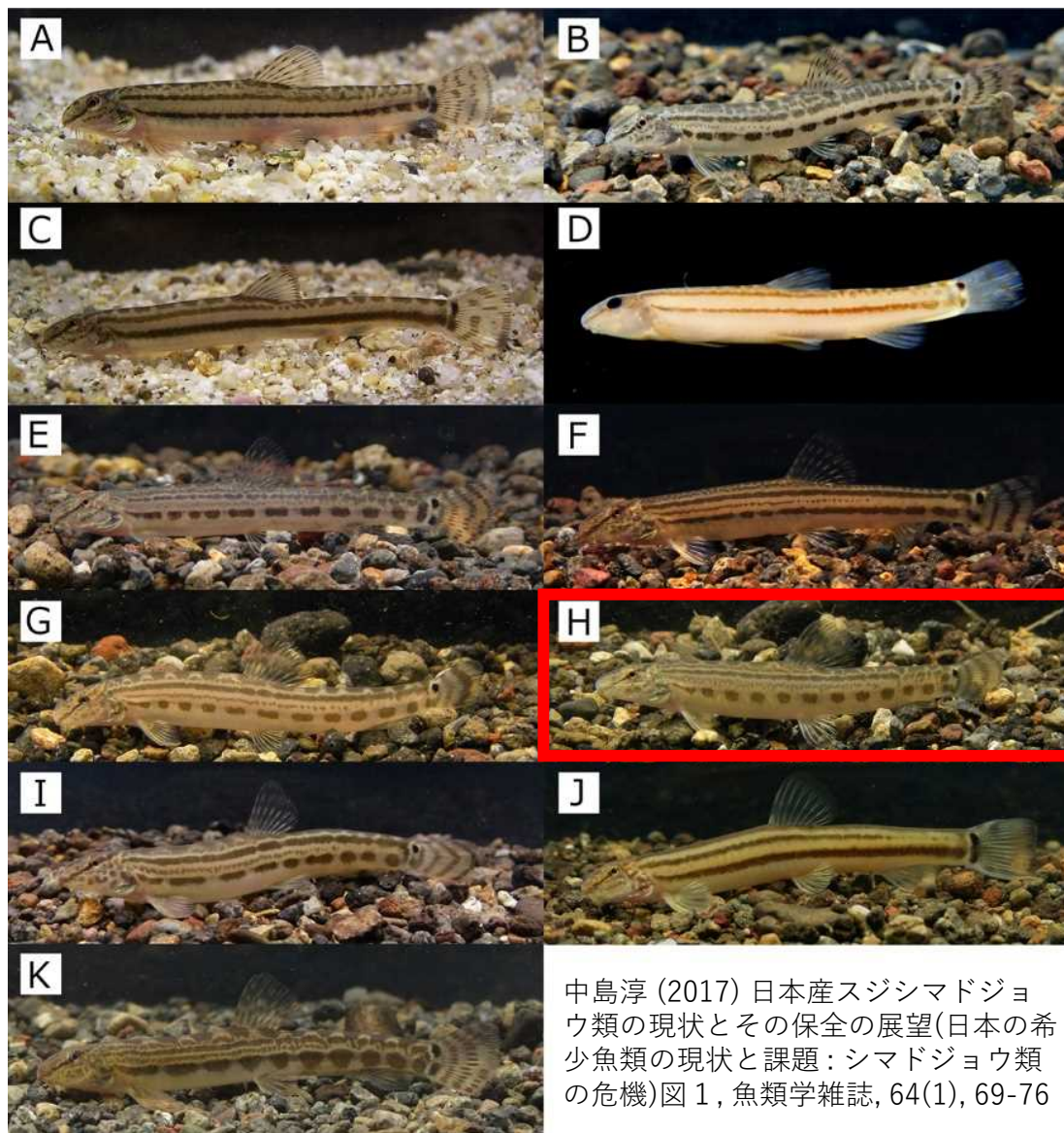
<植物> キタダケソウ、レブンアツモリソウ、ハナシノブ、チョウセンキバナアツモリソウ、ムニンツツジ、ムニンノボタン、アサヒエビネ、ホシツルラン、シマホザキラン、タイヨウフウトウカズラ、コバトベラ、ウラジロコムラサキ、ヒメタニワタリ、コヘラナレン、シマカコソウ、ウチダシクロキ

スジシマドジョウ類とその分布（1）

かつてスジシマドジョウは1種とされていたが、様々な研究により、未記載種を多く含む種群であることが明らかになり、現在ではいずれも日本固有の11種・亜種として整理されている。

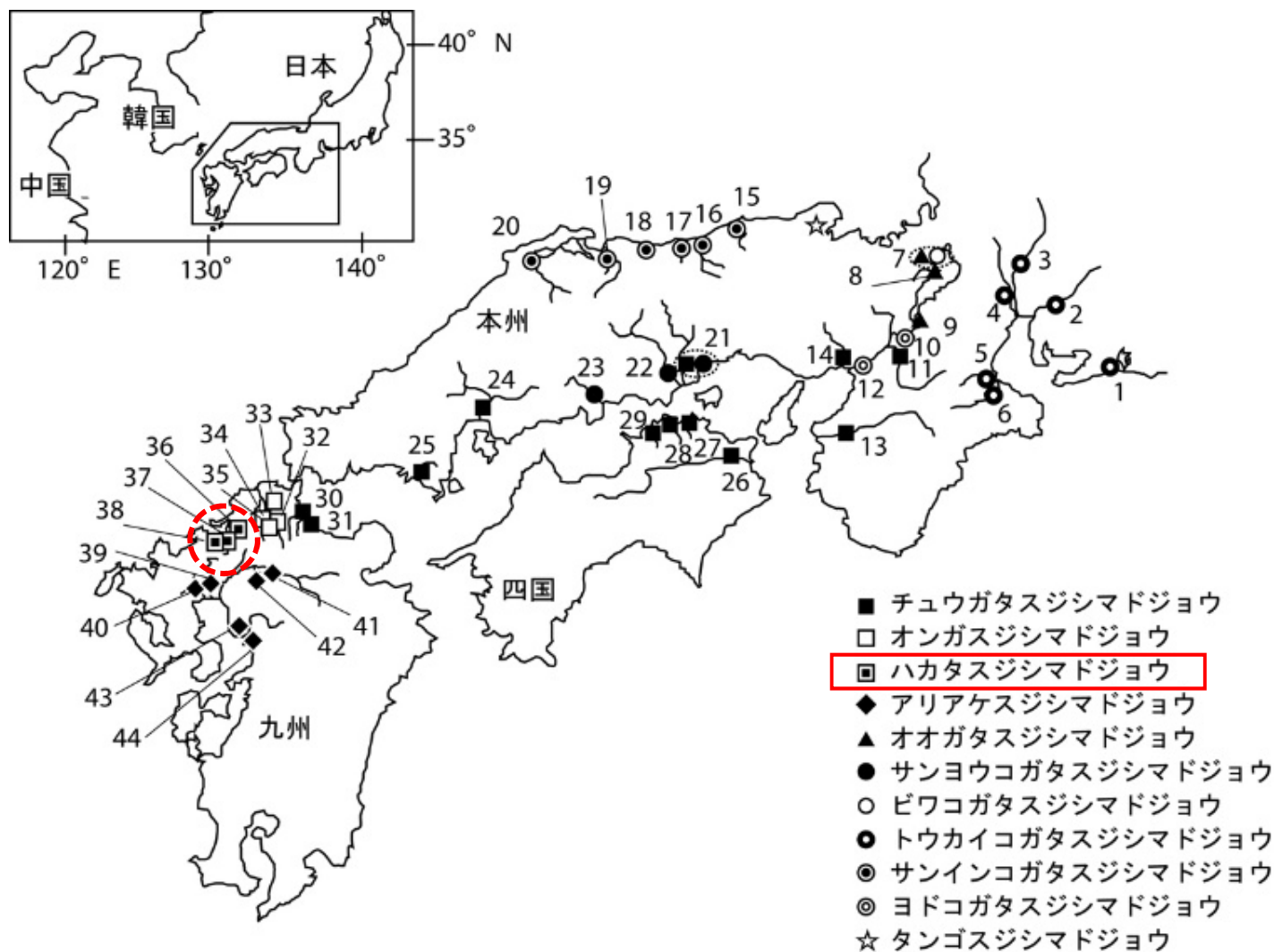
A	サンヨウコガタスジシマドジョウ	CR
B	トウカイコガタスジシマドジョウ	EN
C	ビワコガタスジシマドジョウ	EN
D	ヨドコガタスジシマドジョウ	CR
E	サンインコガタスジシマドジョウ	EN
F	チュウガタスジシマドジョウ	VU
G	オングスジシマドジョウ	EN
H	ハカタスジシマドジョウ	CR ★
I	アリアケスジシマドジョウ	EN
J	オオガタスジシマドジョウ	EN
K	タンゴスジシマドジョウ	CR ★

※右側は環境省レッドリスト2020ランク
★は国内希少野生動植物種



中島淳 (2017) 日本産スジシマドジョウ類の現状とその保全の展望(日本の希少魚類の現状と課題: シマドジョウ類の危機)図1, 魚類学雑誌, 64(1), 69-76

スジシマドジョウ類とその分布 (2)



Nakajima(2012)のFig.1を改変 (作成：中島淳)

Nakajima, J. 2012. Taxonomic study of the *Cobitis striata* complex (Cypriniformes, Cobitidae) in Japan. Zootaxa, 3586: 103–130.

ハカタスジシマドジョウの概要

種名：コイ目ドジョウ科
ハカタスジシマドジョウ
(*Cobitis striata hakataensis*)

規制：国内希少野生動植物種（2019）

R L：絶滅危惧ⅠA類（CR）

特徴：成熟体長はオスで50～60mm、メスで60～80mm。体色は黄白色で斑紋は暗褐色。



（2009年にスジシマドジョウ中型種博多型として未記載種で報告され、その後2012年にナミスジシマドジョウの新亜種として記載された。）

分布：福岡県の博多湾流入河川のみ。現在では2河川の限られた範囲にのみ生息が確認されている。いずれも福岡市を中心とする都市圏と重複する二級河川。河川の中下流域の流れが緩やかな場所に生息する。特に岸際の植生が豊富な砂泥底の場所を好む。

影響要因：河川開発、河川内湿地の減少、圃場整備に伴う水路の改変、水質汚濁、採集
生態：繁殖期は5月下旬～6月で、岸部の植生域が産卵環境であると推測されている。飼育下では2年以上生きるが、生活史の詳細は不明な点が多い。

ハカタスジシマドジョウ保護増殖事業計画（案）の概要

策定省庁	国土交通省・環境省
第1 事業の目標	自然状態（二次的自然環境を含む。）で安定的に存続できる状態とすること
第2 事業の区域	福岡県における本亜種の分布域 及び 飼育下繁殖を行う区域
第3 事業の内容	1 生息状況等の把握 （生息状況等の調査、生態等に関する知見の集積）
	2 生息地における生息環境の維持及び改善 （生息水域の形状の維持及び改善、水際植生の確保、 底質環境の確保、外来種による影響等の把握）
	3 飼育下繁殖の実施
	4 野生復帰による野外個体群の再構築を含む生息地の再生
	5 生息地における違法な捕獲等の防止
	6 事業を効果的に推進するための方策 （普及啓発等の推進、河川整備における配慮、 効果的な事業の推進のための連携の確保）

事業計画の概要 1

1 生息状況等の把握

(1) 生息状況等の調査

分布範囲、生息・繁殖の状況、生息環境（水域の流路形態、底質、周囲の植生、水質、餌生物、他の魚類の生息状況等）の調査

(2) 生態等に関する知見の集積

- ① 各個体群の生息数や生息密度の推定
- ② 生息範囲や生息環境の把握
- ③ 繁殖に必要な好適環境等
- ④ 各個体群の動態や遺伝的特性の把握



事業計画の概要 2

2 生息地における生息環境の維持及び改善

(1) 生息水域の形状の維持及び改善

河川の中下流水域において緩流域や湿地状環境が形成される流路形態を保ち、本亜種の生息に適した水域環境の維持及び改善を図る。

(2) 水際植生の確保

本亜種の生息、繁殖等に必要なヨシをはじめとした抽水植物群落を確保する。

(3) 底質環境の確保

摂餌や天敵からの退避等に適した砂質や砂泥質で構成された底質環境を確保する。

(4) 外来種による影響等の把握

外来種の分布状況及び本亜種への影響を把握するとともに、必要に応じてこれらの排除等の措置を検討し、適切な対策を講じる。

実施状況（福岡県）

福岡県が河川内の土砂の浚渫を行う際に、専門家の意見に基づきハカタスジシマドジョウの生息に配慮した浚渫を実施

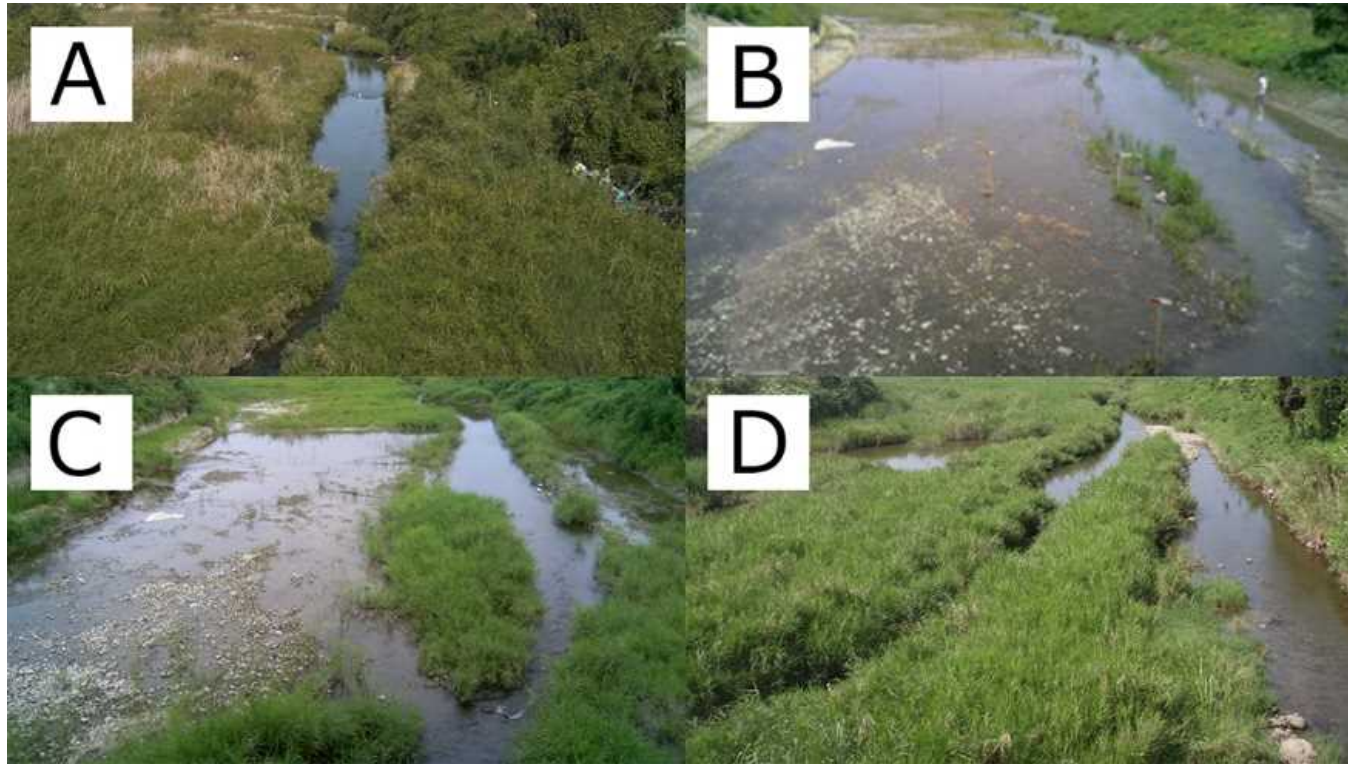


図 2. スジシマドジョウ類の生息に配慮した浚渫例（福岡県）。A：浚渫前（2006年11月）、B：浚渫直後（2007年5月）、C：浚渫から約3か月後（2007年8月）、D：浚渫から約3年後（2010年8月）（いずれも鬼倉徳雄博士提供）。浚渫前にはなかった河川敷の浅い湿地環境が創出され、環境が多様になっている。

中島淳（2017）日本産スジシマドジョウ類の現状とその保全の展望（日本の希少魚類の現状と課題：シマドジョウ類の危機）図2，魚類学雑誌，64(1)，69-76

事業計画の概要 3

3 飼育下繁殖の実施

- 飼育繁殖技術の確立、飼育下繁殖の実施
- 複数施設での飼育繁殖、一定の個体数維持



環境省と（公社）日本動物園水族館協会との協定に基づき、2019年度から滋賀県立琵琶湖博物館及びマリンワールド海の中道において飼育下繁殖に関する技術開発を実施中

4 野生復帰による野外個体群の再構築を含む生息地の再生

- 必要に応じて、過去の生息地等で、生息に必要な環境条件を整えた上で、野生復帰を実施することを検討
- 野外個体群の再構築、生息地の再生の検討

事業計画の概要 4

5 生息地における違法な捕獲等の防止

- 生息地及び流通経路における監視等、違法捕獲防止の強化

6 事業を効果的に推進するための方策

(1) 普及啓発等の推進

- 保護に対する配慮及び協力を呼び掛け
- 関係地域の研究機関、学校等の協力、学習会の開催等の活動を行う。

(2) 河川整備における配慮

- 本亜種に与える影響を極力軽減した河川の改修や浚渫等の工法の検討
- 河川内の堰の操作や堰の管理手法等の研究開発、河川整備への活用

(3) 効果的な事業の推進のための連携の確保

- 国、関係地方公共団体、研究者、飼育下繁殖に関わる機関、保全団体、教育関係者、漁業関係者、地域住民等の様々な主体の連携確保